● 司法書士魂変革の旗手を目指して！●、

飛翔速報版

2010/4/28 発行 No.54

発　行:日本司法書士政治連盟　　〒160-0003 東京都新宿区本塩町９番地３
発行人:田嶋規由　編集人:芝　将宏　　℡03-3359-0498　fax03-5366-5310
ホームページアドレス:http://www.ns-seiren.net/　　★ 詳細の情報は homepage をご覧ください
メールアドレス　:office@ns-seiren.net　　★ 速報のため、変更される可能性があります

【日司政連からのお願い】　政連会費をより有効に活用したい。　⇒　そこで、皆様のメールアドレスを各単位司政連へご連絡ください。

■ 記念すべき　第４０回定時大会　盛大に開催

大会ならびに懇親会に超党派国会議員が出席

民主党　**千葉景子法務大臣（大会）、中井　洽国家公安委員長（懇親会）、仙谷由人国家戦略担当大臣（懇親会）**
加藤公一法務副大臣（大会）
自民党　**谷垣禎一総裁（大会）、塩崎恭久議員（大会）、菅原一秀議員(懇親会)**
公明党　**漆原良夫国対委員長（大会）**
みんなの党　**渡辺喜美代表（記念講演）**

午前１０時に開会し、三好副会長の開会の辞、物故者への黙祷の後、田嶋会長がこの１０年を振り返り挨拶をした。来賓の千葉景子法務大臣、谷垣禎一自民党総裁、漆原良夫公明党国対委員長、加藤公一法務副大臣全員にご祝辞を頂いた。特に法務大臣、副大臣からは、**司法書士の懲戒制度にも言及があり**、我々のおかれた現状への理解と見直しへの大きな期待を感じた次第である。平成１３年の京都大会でご講演をいただいた谷垣総裁からは、司法制度における司法書士への期待が述べられ、漆原国対委員長からも、法律相談についての具体的言及があり、ご自身が長年法律相談に携わってきた立場から、司法書士業務全般に関する法律相談権は、国民にとって必要なものであり、途中で相談を打ち切るなどということは有り得ない話であり、早急に実現しなければならない課題であると述べられた。

１１時よりみんなの党代表渡辺喜美衆議院議員による「維新開国」と題する記念講演が行われ、ユーモアを交えながらも熱っぽく、強い信念が感じさせる講演であった。午後１時には、塩崎恭久衆議院議員が到着、ご挨拶を頂いた。

その後議事に入り、野里壽史議長と蛭町　幸副議長の名進行の下、経過報告・21年度決算報告承認・22年度運動方針・組織活動方針決定・22年度予算決定・大会宣言採択が白熱の質疑応答の議論の末、承認可決された。

経過報告では、芝幹事長から司法制度改革渦中の１０年間の活動が詳細に報告され、また「政治資金収支報告書」の事務については、代々の執行部が長年踏襲してきた経過があり、過去から今日までの規約及び会費納入規則等を含め関係書類を、専門の弁護士に提供し検討をしてもらっている最中であるが、いずれにしても日司政連の会費の原資は全国の会員一人一人の浄財であり、その浄財が不正な政治活動に使用されたことは一切ないこと、また埼玉の会員の指摘の中に明らかな事実誤認や誤解に基づく主張があること等、現時点までの経緯と事実に関する詳細な報告と説明が為された。

田嶋会長は、日司政連は、司法書士制度の改革と業務に関連する税制改正に特化し、いわゆる一般的政治課題には関わらないという自己限定の中で、超党派の国会議員に対する運動を一貫して継続してきたこと、そしてこの10年間の活動と成果の下で、あらためて政治活動が重要かつ不可欠であることを全国の出席代議員全員とともに再確認し、けっして日司政連及び単位司政連の組織活動が縮減することのないよう訴え大きな賛同を得た。

議事終了後、会長顕彰、長友相談役の謝辞、安井副会長の閉会の辞と続き、最後に渡部相談役の音頭による高らかな万歳三唱で第４０回記念大会を締め括った。　【経過報告・運動方針の詳細は第４０回定時大会要領参照】

■　「司法書士自治の尊重と公正・妥当な懲戒制度」を実現するため、千葉景子法務大臣（４／７）及び加藤公一法務副大臣（４／１４）に緊急要望

平成１９年５月１７日第１０８１号法務大臣訓令に下記３項目を加えるよう緊急要望を実施した。

１．懲戒の事由があったときから三年を経過したときは懲戒の手続きを開始することが出来ない。
２．形式的に別表に該当する場合であっても実害がなく且つ悪質性のないものについては処分することを要しない。
３．懲戒処分を行う場合は必ず事前に司法書士会の意見を聴き尊重するものとする。

司法書士法が改正されるまでの当面の措置として、**懲戒処分を『不実の登記を実現させたもの・依頼人又は第三者に損害を与えたもの・司法書士としての品位を害したもの』に限定**し、可罰的違法性を考慮し、単なる形式的違背で実害がなく且つ悪質性のないものについては処分することを要しない、との運用の改善を求め、更に下記内容の先例の発出を求めた。

「担保権の抹消は抹消原因の前後を問わず、担保権設定者に相続が発生した場合に於いて相続人の一人から相続人全員のために相続証明書を添付して登記義務者と共に行うことが出来る。」